

水産政策審議会企画部会
第98回議事録

水産庁漁政部企画課

水産政策審議会第98回企画部会

1. 開会及び閉会日時

開会 令和4年4月11日（月）14時00分

閉会 令和4年4月11日（月）15時30分

2. 出席委員（五十音順、敬称略）

（委員）石井 ユミ 大瀬 由生子 佐々木 貴文 佐藤 由也
田辺 恵子 中川 めぐみ 三浦 秀樹 山下 東子 山本 徹
吉川 文

（特別委員）大谷 勉 川原 明子 窪川 かおる 久保田 正 後藤 理恵
佐々木 ひろこ 菅原 美徳 関 いずみ 高橋 健二
永沼 博明 中村 清作 野田 一夫 深川 沙央里 深川 英穂
結城 未来 和田 律子

3. その他出席

（水産庁） 渡邊漁政部長 廣野増殖推進部長 矢花漁港漁場整備部長
河村企画課長 坂本管理調整課長 諸貫漁場資源課長
櫻井栽培養殖課長 柿沼内水面漁業振興室長

4. 議 事

別紙のとおり

水産政策審議会第98回企画部会
議事次第

日 時：令和4年4月11日（月）14:00～15:30

場 所：農林水産省4階 第2特別会議室

（東京都千代田区霞が関1丁目2番1号）

1 開 会

2 挨 拶

3 議 事

- （1）令和3年度水産の動向（案）について
- （2）令和3年度に講じた水産施策（案）について
- （3）令和4年度に講じようとする水産施設（案）について（諮問第381号）
- （4）「内水面漁業の振興に関する基本的な方針」の見直し（案）について

4 閉 会

○企画課長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから水産政策審議会第98回企画部会を開催いたしたいと思います。

私は、本日の事務局を務めます企画課長の河村でございます。どうぞよろしくお願いいたしますします。

なお、本日の企画部会は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、原則として委員及び特別委員にはウェブ会議システムから御参加いただく形で開催させていただいております。

御発言の際は、ウェブ参加の委員におかれましては、ウェブ会議システム上で挙手ボタンをクリックいただきまして、発言の意思表示をしていただき、御発言されるまでは音声はミュートに設定の上、御発言の際にミュートを解除して御発言いただきますよう、よろしくお願いいたしますします。

また、音声トラブル等がある場合は、ウェブ会議システムのチャット機能にて、事務局までその旨をお知らせいただければと思います。

それでは、開会に当たりまして水産庁漁政部長の渡邊より御挨拶申し上げます。

○漁政部長 漁政部長の渡邊でございます。着座で御挨拶させていただきます。

水産政策審議会第98回企画部会の開催に当たりまして、一言御挨拶申し上げたいと思います。

初めに、まず委員及び特別委員の皆様方におかれましては、御多忙のところ御参加を頂きましてありがとうございます。この場をお借りして改めて御礼申し上げたいと思います。

さて、本日は白書の関係と内水面の関係を議論いただきたいと思っておりますけれども、まず白書の関係につきましては、これまで企画部会で皆様方から頂いた御意見を踏まえまして、令和3年度水産の動向というもの、これに加えまして、令和3年度に講じた施策、令和4年度に講じようとする施策についてもお示しをさせていただきます。

以上の案件につきましては、委員の皆様方に幅広い観点から御議論いただきまして、本日一定の取りまとめを頂ければ幸いですと思っております。

また、内水面の関係につきましては、内水面漁業の振興に関する基本的な方針の見直しについてを議論いただきたいと思っております。どうぞ活発な御意見、よろしくお願いいたしますします。

○企画課長 渡邊部長、ありがとうございました。

続きまして、委員の出席状況について御報告申し上げます。

水産政策審議会令第8条第1項の規定によりまして、審議会の定足数は過半数とされておりますけれども、本日は委員11名中、ウェブによる参加を含めまして9名の方が御出席されており、定足数を満たしておりますので、本日の企画部会は成立していることを御報告いたします。（注：実際の委員の出席者数は10名）

また、特別委員は16名中、ウェブによる参加で15名の方が御出席されております。（注：実際の特別委員の出席者数は16名全員）

続きまして、当審議会の議事の取扱いにつきまして御説明いたします。

水産政策審議会議事規則第6条に基づきまして、会議は公開で行うこととなっております。また、第9条第2項に基づき議事録を作成し、縦覧に供するものとされております。会議終了後、委員の皆様は議事録を御確認いただいた上で、水産庁のホームページに掲載して公表させていただきますので、御協力をお願いいたします。

では、今回の配布資料の確認をさせていただきたいと思います。

資料は、資料1から資料4までが白書の関係でございまして、そのほか内水面の関係で資料5－1から資料5－3までございますが、皆さん、お手元にございますでしょうか。もし何かございましたら、後でも結構ですので、チャットで教えていただければと思います。

報道関係者の方の撮影はここまでとさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、山下部会長に議事進行をお願いいたします。

○山下部会長 それでは、皆さん、こんにちは。

新しい年度に入りまして、いろいろとお忙しいことだと思いますが、本日も御出席いただきましてありがとうございます。

今回は、いよいよ白書の大詰め、取りまとめという回でございます。そしてまたそれに加えまして、内水面漁業の振興の計画、これについても審議をする予定でございます。

議題の議事といたしましては、次の4点になります。

資料2の176ページまでが議題1で、令和3年度水産の動向（案）についてでございます。

議事2、資料2の177ページ以降ですが、令和3年度に講じた水産施策（案）について。

それから、3番目、資料4の令和4年度に講じようとする水産施策（案）について。これは諮問事項でございます。

そして、議題４が資料５になりますが、「内水面漁業の振興に関する基本的な方針」の見直し（案）についてです。

今、資料３について申し上げますでしたが、資料３は白書の概要版ということでございますので、これも白書の説明の際、併せて御覧ください。

また、本日の企画部会は16時までの予定となっておりますので、議事進行への御協力、よろしくお願いいたします。資料は事前に各委員に配布されておりますので、事務局からの説明は簡潔にお願いいたします。

では、最初の議題、令和３年度水産の動向（案）についてでございます。

事務局から資料の説明をお願いいたします。

○企画課長 企画課でございます。

それでは、改めまして資料２の令和３年度水産の動向（案）から順に御説明をさせていただきます。

資料２をお開きいただければと思います。

まず、特集が二つあるということでございますが、３ページ目から特集１、水産基本計画について記述してございます。

前回の部会のときに、結城特別委員から特集１の概要を見やすくして欲しいというお話も頂戴いたしましたので、３ページ目以降、概要を含め見やすくさせていただいております。

また、先般、御審議いただきました新たな水産基本計画についても３月25日に閣議決定いたしましたので、11ページ目辺りに新たな水産計画の概要などを追加してございます。

次、特集２、17ページ目からでございますが、新型コロナウイルス感染症による水産業への影響と対応ということでございます。特集２の概要についても結城特別委員からの御指摘を踏まえまして、見やすく整理をしてございます。

また、全漁連の三浦委員の方から、この新型コロナウイルス感染症のグラフのところが緊急事態宣言がいつ発出されているのかわかるようにして欲しいというお話がございましたので、例えば18ページ目のグラフのところが緊急事態宣言の発出期間を最終的な形としてはピンク色にする予定でございます。一部の委員の方からはよく見えてないのかもしれませんが、電子媒体で御覧になっている方は見えているんじゃないかと思います。いずれにしても緊急事態宣言の開催時期につきましては色を付けるということでございます。

また、21ページ目、冷凍食品の需要の高まりの例示といたしまして、株式会社テクニカ

ンさんの記述をしてございます。これは食品をマイナス30度で急速に凍結いたしますと、細胞を壊さずに冷凍できて、解凍時にドロップが流れることはほとんどないということでございます。事前に山下部会長から、社長の写真を白書に載せることについてのお話がありましたので、凍眠の写真に差し替えてございます。また、26ページ目では野見漁協の水産物の販売の取組事例を追加してございます。

次に、27ページ目、隣のページでございますが、技能実習生の帰国困難な状況について、高橋特別委員からしっかり記述するようというお話がございましたので、記述をさせていただきます。

続いて、33ページ目の第1章でございますが、41ページ目、42ページ目になりますけれども、水産物の健康効果について記述して欲しいというお話、また人体の図、これ42ページ目になりますけれども、人体の図を用いた説明をというお話を、大瀬委員、結城特別委員から頂戴しましたので、ここを充実してございます。

一方で、科学的見解が統一されていないようなものについては削除させていただいております。

続いて、44ページ目になりますけれども、田辺委員から水産物に関する食品表示について、アサリの産地表示をめぐる対応について、しっかり書くようというお話がございましたので、44ページ目の23行目の「このような中、」以降でございますが、農水省の実態調査の結果、漁獲量を大幅に上回る量の熊本県産アサリが販売されていることが推測されて、科学的分析の結果、外国産アサリが混入されている可能性が高いということで、消費者庁がQ&Aの改正を蓄養の部分も含めてしたというような話を整理させていただいております。

続いて、49ページ目から52ページ目になりますけれども、輸出入に関するデータを最新版に更新してございます。一部データが更に変わる可能性がございますが、最新のデータに更新してございます。

続いて、第2章は55ページ目からでございますが、56ページ目から生産額、生産性のデータを更新してございます。

また、60ページ目でございますけれども、漁船漁業の経営状況で、不漁が原因だと書いておったんですけれども、新型コロナウイルス感染症の影響とかもございまして、そういったこともしっかり書いてほしいという三浦委員からのお話も事前にご覧いただきましたので、ここは拡充して60ページに記述をさせていただいております。

また、64ページ目の19行目からでございますが、原油の関係でございます、ロシアによるウクライナの侵略の話で原油価格などが上がっていて、我々予備費98億円の積み増しなどを行っている。また、省エネ機器の導入支援の対象範囲を広げたということを記述させていただきます。

また、70ページ目になりますけれども、70ページ目で下関おきそ地域水産業再生委員会の事例を追加してございます。

また、75ページ目になりますけれども、これも三浦委員から女性の活躍の推進について、水産加工業における女性の比率等をしっかり書くようにという話がございましたので、30行目からでございますが、就業者に占める漁業の関係の女性の割合は12%ですが、カキの殻むきといった水揚げ後の陸上作業では36%、水産加工業では約60%が女性が占めているということで、女性が大きな役割を担っているということを書かせていただいております。

続いて、第3章に進みます。第3章は93ページ目からになります。

まず、102ページ目になりますけれども、菅原特別委員の方から、資源管理に違反した場合の事業者の罰則というのを、しっかり新漁業法に基づく新たな資源管理の推進のところに書くようにというお話がございましたので、102ページ目の12行目ぐらいから、T A Cの管理のところのものから記述をさせていただきます。

また、113ページ目になりますけれども、113ページ目で水産流通適正化法で対魚種というものを20行目以降で明記させていただいておるところでございます。

続いて、118ページ目になりますけれども、全国豊かな海づくり大会のコラムを追加してございまして、少しまた飛びますけれども、126ページ目に気候変動関係で、再生可能エネルギーの関係の記述を14行目、15行目ぐらいから記述をさせていただきます。

また、129ページ目のプラスチックの関係でも、海洋プラスチックごみについて国連環境総会での決議が決まったことがございますので、15行目以降から追加をさせていただきます。

続いて、第4章でございます。133ページ目からになります。また飛んでいただいて140ページ目になりますけれども、140ページ目で経済連携協定に関する動きで、R C E P協定とかT P P 11の規定を追加してございます。

また、147ページ目でございますが、日本海の大和堆周辺の関係でございまして、基本計画でもこれは明記してございますが、繰り返し抗議するなど、関係省庁が連携して厳しい対応を図っているというのを、18行目ぐらいから22行目ぐらいまでかけて記述をさせて

いただいております。

続いて、第5章になります。第5章は151ページ目からでございますが、152ページ目のところに新たな漁港漁場整備長期計画、これは水産基本計画と同じ3月25日に閣議決定いたしましたので、ポイントの図などを追加してございます。

157ページ目になりますけれども、軽石のコラム、海底火山です。福徳岡ノ場の噴火に伴う軽石の関係の情報を、関係省庁の連携の取組を特出しして、窪川委員からも御指摘いただきましたので、記述をさせていただいております。

第6章でございますが、第6章は東日本大震災の関係で、幾つか細かなデータを更新してございますが、基本的には修正ございません。

飛んでいただきまして、176ページ目になりますけれども、今回から新たに自民党から御指摘も頂きまして、水産施策の主なKPIを白書に載せることになってございますので、176ページ、これは水産基本計画のところでも最後にデータ、図とかで示したかもしれませんが、既に決まっている話、即ち漁業では444万トンまで漁獲量を回復する話。養殖業の関係ではみどりの戦略に書いてございますけれども、ニホンウナギとか、クロマグロとか、養殖の人工種苗比率100%を実現するとか、そんなことが書いてございます。養殖業の関係もブリとかマダイとか、戦略的養殖品目に沿って以下の生産量を目指すとか。

輸出についても、2025年までに0.6兆円、2030年までに1.2兆円ということを目標で書かせていただいております。

水産業全体につきましては、先般御相談した食料自給率の関係、基本計画でも整理いたしました、食用魚介類94%、魚介類全体は76%、海藻類は72%ということで、また水産業全体で2040年までに漁船の電化・燃料電池化等に関する技術の確立を目指すということになってございます。

177ページ目からは令和3年度に講じた施策でございます、これは昨年、講じようとする施策を見ていただいておりますけれども、その文末を直したということでございます。

資料3は、先ほど部会長から話がございましたが、今の資料2の本体を簡略に整理した概要でございますので、これは御確認いただければと思っております。

最後に、資料4でございますけれども、令和4年度に講じようとする施策でございます。

これは諮問事項でございます、これにつきましては先般御相談させていただきました水産基本計画の項目に沿いまして、水産基本計画を簡素化して再整理をしたものでございまして、基本的にお目通しいただいたらお分かりになると思いますけれども、水産基本計

画の話を簡略化して書いたものでございます。

私からの説明は以上でございます。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいま事務局から説明のあった令和3年度水産の動向（案）について、委員の方々に御質問、御意見などを伺いたいと思うんですが、時間の関係から、次の三つのパートに分けて質疑を進めたいと思います。

最初は、資料2のうちの一つ目のパートとして、3ページからの特集についてです。ですから、まずは特集について御意見を下さい。その後ですが、二つ目のパートといたしましては、資料2の33ページからの令和2年度の水産の動向、動向編というものです。第1章から第6章及び資料2の177ページからの令和3年度に講じた水産施策（案）についてということです。これが二つ目のパートで、三つ目のパート、最後は諮問事項でもあります資料4、すなわち令和4年度に講じようとする水産施策についてということにしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、一つ目のパートについて、これは特集のところでございますけれども、委員の皆様にウェブ参加いただいておりますので、そのような形式で御意見を伺いたいと思います。

発言を希望される方は挙手ボタンをクリックしてお知らせください。事務局の方で発言者を順番に把握してもらって、そして私に伝えてもらいますので、そうしたら私の方から指名をさせていただく。そうしたらミュートを解除してお話を頂くというようにしたいと思います。

では、いかがでしょうか。まだ、私の拝見している画面では、どなたも挙手マークを付けて……挙手マークを頂きましたね。結城委員、よろしくお願いいたします。

○結城特別委員 ありがとうございます。結城です。よろしくお願いいたします。

特集についてなんですが、3ページのところ、特にこの概要のところは分かりやすく工夫してくださったと先ほどコメントがございましたが、本当に大変分かりやすくなりました。どうもありがとうございました。

私自身読ませていただきまして、この詳細を知りたい、この後も読みたいというモチベーションが上がります。正にフルコースの前菜のような、この先を読むに当たってモチベーションを高めるための分かりやすい表になったと思います。御礼申し上げます。

ただ、ちょっと1点だけ。全体的に分かりやすく作っていただいているんですが、41ペ

ージになるので後で申し上げますが、グラフなどの文字が、もう少し大きくなると、高齢化している漁業関係者の方ももう少し読みやすいだろうと思われる点がところどころ随所に見られます。最終仕上げのときに文字を濃く、あるいは文字を大きくできる部分はないかと御確認いただきながら仕上げていただきますと、あらゆる層の方々により読みやすくなるのではないかなと思います。まずは、さまざまな工夫をありがとうございましたという御礼を申し上げます。

以上です。

○山下部会長　ありがとうございます。

ただいま結城委員もおっしゃっていただいたように、私も拝見をして、委員からのいろいろ指摘を頂いたことに、事務局の方で非常に誠実に応えていただいている、大変有り難いなというふうに私も思っております。

では、大瀬委員、挙手していただいているようですが、お願いいたします。

○大瀬委員　大瀬と申します。

私、個人的なことでお礼を言うのも申し訳ないんですが、「サバ缶レシピ」という本を書かせていただいて、その際に水産庁の皆さんに数値や内容の方の確認をしていただいて、御回答いただきましたこと、大変有り難く思っております。

その件と、もう1点なんですけれども、18ページのところで、冷凍食品が伸びているということで、新たなコロナの新生活によって伸びているということなんですけれども、缶詰の方というのはどのようなものなのかなということも思っていて、冷凍食品だけが伸びているのでしょうか。そこのところが少し気になったものですから。サバ缶というのが2018年でツナを超えて人気になったということも含めて、あとこのようにサバ缶ブームといってレシピ本が出るような状態で、その中で冷凍食品とかだけではなくて、魚の缶詰の状況というのはどうなのかなということが少し気になったので、そのことを御質問させていただきます。

以上です。

○山下部会長　ありがとうございます。質問ですので、後で回答していただければと思います。

ほかにはいかがでしょうか。特に挙手していただいていないと思いますので……。今、永沼委員ですね。永沼委員、お願いします。

○永沼特別委員　水産新聞協会の永沼です。

ちょっと1点気になったので、今、冷凍食品絡みのことでちょっとお聞きしたいというか、いかがなものかと思うんですけれども、コラムでテクニカンさんの凍眠という急速冷凍機を取り上げられている。これはよしとするんですけれども、ちょっと違和感があるのは、「高品質な冷凍食品」をというふうに書いてあるんですけれども、この高品質というのは、安心・安全、例えば原料製造、それから流通に至るまでの安心・安全を担保した形での高品質とおっしゃっているのか、その辺がちょっと納得いかない。

この流れでいくと、冷凍食品は売上げが伸びているから、こういう機械を使って冷凍すれば商売になりますよというふうに捉えられるんだけれども、我々の認識で冷凍食品というのは、マイナス18度で凍結して、まず原料段階、製造段階、流通段階で極めて厳しい安全管理をしているんですけれども、果たしてこれ、冷凍食品と呼んでいいんですかというような疑問があるんだけれども、その辺どういうふうにお考えか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○山下部会長 ありがとうございます。

例えば、永沼委員、対案とかないんですか。高品質の冷凍食品と言う代わりに、こういうふうに言ってはどうかみたいな。

○永沼特別委員 私的に言うと、冷凍した食品でいいと思うんです。高品質という言い方なのか、これ本当に高品質という形で捉えていいのか。需要の高まる冷凍した食品、だったら何となく意味は通じるんですけれども、冷凍食品というのは極めて歴史の長いもので、その言葉自体がもう定義が決まっていると思うんですよ。マイナス18度で、それで品質管理がされた工場出荷される商品というふうに私は認識しているものですから、これを高品質な冷凍食品というタイトルでくくり付けて、いかにも冷凍食品は需要が伸びているから、これからやりませんかというのは何だかなという感じがするんですけれども、いかがでしょう。

○山下部会長 御意図は分かりました。ありがとうございます。後で事務局から答えていただきます。

それでは、高橋委員、お願いします。

○高橋特別委員 高橋です。よろしくお願いいたします。

まず、27ページと29ページの外国人の入国制限についての質問です。読み手の皆さんから見た場合、どのように取られるのかということを心配をしています。

15行目です。御承知のとおり、コロナ禍の中でなかなか出国できない技能実習生、イン

ドネシア人が多いですが、自国に帰ることができないということで、特定技能の方に変更する人が結構いました。

基本的には技能実習生の2号は3年目になるのですが、一度帰国をさせて、それから1か月以上の休暇を与えて3号生として入ってくる、という構造になっています。

2号生が終わった時点で、基本的には帰国をさせる契約になっております。これを本人が帰国をせず特定へ移行したいということは本人の選択ですからいいのですが、何か一方では無理やり説得をして、後継者が入ってこないということで、特定に移行させるというような話もちろほら聞こえてきますので、この書きぶりですが、特定技能に変更となりましたという形で切っている。特定技能に変更することを希望する人がいた、こういうことではないのかなという感じがいたします。全ての皆さんが変更を希望したということのようを書いてありますけれども、決してそういうものでもないということです。

それから、29ページですけれども、代替人材の確保の支援と入国制限ということです。結局、外国人の技能実習生が入ってこないということから、日本人を探した、国内人材を探したんだということで、日本人の国内人材を雇用するために支援をした、結果1,100人の方々が雇用された、こういうことを確保できたという記載になっています。これだけの人間が確保できたのであれば、なぜこれを継続しなかったんだ、こういうことになりかねない。これだけの人材が豊富にいるがゆえに、1,100人も応募してきた、こういうことですから。そうすると、国内だったって働く人がいっぱいいるじゃないかという構図が出来上がる、ということです。

そうであれば、新たな外国人技能実習生なり、それから外国労働者に頼るということになると、国際的には労働搾取という形で見られることになる。いわゆる賃金格差が出てきているわけですから。そういうふうに見られた場合どうなのかなというような感じもいたしますので、この辺の書きぶりというのはちょっと気を付けて出した方が私はよろしいんではないかなと思っております。人権擁護団体などは国内外も含めて、鋭く見ておりますので、その辺については十分気を付けた書き出しをしていただければというふうに思います。

以上です。

○山下部会長　ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。特にございませんか。

それでは、今から事務局の方から質問があったのでお答えいただけますか。

○企画課長 サバ缶のレシピの本のご紹介、ありがとうございました。勉強になりました。大瀬委員の関係でございましたけれども、サバ缶のレシピの話で、缶詰の話に御質問を頂きましたけれども、我々、冷凍食品と併せて、缶詰の需要の動向を調べたんですけれども、有意に伸びているという状況がちょっと私たち見つからなかったもので、今回、缶詰についての記載をやめさせていただいておるんですけれども、大瀬委員の本が今後爆発的にヒットするなどにより缶詰は今後伸びてくるんじゃないかと思っていますが、現時点で残念ながらそういうデータが取れていないということでございます。

永沼委員の関係でございますけれども、冷凍食品の定義がされており、それと整合するかわからないので、とりあえず「冷凍した食品」とすればいいのか、それとも高品質というのが不適當というのであれば例えば高性能とか、何か違うふうに直せばいいのかというのが十分理解できていないんですけれども、冷凍した食品というふうに、冷凍食品という4文字を使わないですればよろしいという御趣旨ですか。それとも、高品質というのを消すとか、何かそういう御希望ということなんでしょうか。

○永沼特別委員 シャベっていいですか。

○企画課長 はい。

○永沼特別委員 高品質というと、やっぱりそれこそ安心・安全も含めた品質で、別においしいとかというよりも、それだと思うんです。だから、高品質というのものなかなか際どい言葉だなというふうに私は思うということ。

それと、冷凍食品というものの定義が水産庁としてどういうふうに定義しているのかなというのがよく分からない。日本冷凍食品協会の基準にのっとって、これを冷凍食品と呼んでいるのか、あるいは一般に冷凍された食品を冷凍食品と呼んでいるのか。その辺の基準とかがもしはっきりしているのであれば問題ないと思いますよ。

○山下部会長 この事例のタイトルに「高品質な」と書いてあるけれども、その「高品質な」を取ったらいんじゃないかというのが一つの御提案ですよ。

○永沼特別委員 それでも、取る取らないは別にいいんだけど、どういうふうに認識しているのかなという感じじゃない。どういうふうに認識していращやるのか。

○山下部会長 もう一つの論点は、マイナス30度は定義に反するということですよね、冷凍食品の。

○永沼特別委員 定義には反しません。マイナス18度以下であるから、定義には反しませんけれども、ただ一般的に捉えられている冷凍食品というものと、こういうふうに新たに

出てきた凍結機を使って冷凍したものを、冷凍食品という同じジャンルに入れていいのかなと常々私は思っているんだけど、それを堂々と白書の中に書かれるとすごく違和感があるんですよ、個人的に。

○山下部会長 分かりました。

○企画課長 私が先ほど御提案したとおり、例えば高鮮度な冷凍した食品というふうに修正するというので。

○永沼特別委員 多分そういうことだと思います。

○企画課長 ちょっと精査して、また改めて永沼委員と直接御相談させていただきたいと思います。

○山下部会長 ただ、高鮮度と言うと、それはそれで反対する人がいると思うんですよ。マイナス18度の従来のものでも、船の中で凍結していたら、それが一番高鮮度ですよ。このリキッドフリーザーだとしても、浜から出して、例えば市場まで持ってきてから冷やしたら余り高鮮度じゃない。数時間遅れるわけですよ。だから、高鮮度というのもちょっと違うかなという。どうしたらいいのか。

○企画課長 分かりました。今の御議論を踏まえて御相談はまた改めてしますけれども、例えば、需要が高まる冷凍した食品というふうするのも一案ですね。高品質だとか高鮮度というのは触れないという選択肢もあると思いますので。

○永沼特別委員 それは何となく納得できますね。今のフレーズであれば。

○企画課長 いずれにしても個別に御相談させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○永沼特別委員 了解です。

○山下部会長 お願いします。

それから、高橋委員については行わなくていいんですか。

○企画課長 高橋委員の関係、高橋委員ともまた個別に御相談をいたしますけれども、直せるところは直したいと思います。

新型コロナの関係で、1,100人雇用ができているんだから、日本人を継続して雇用し続ければいいんじゃないかという話は、新型コロナで職を失っている方が代替人材として、その間に限って、水産分野に入ってきてくださっている場合もあると思うので、その方をずっと雇用し続けるという状況では必ずしもないということは事実としてあるんですけど、おっしゃっていただいているのは別にそれだけでもなくて、人権の問題で、500円

の賃金格差とかについてどう思うとかということだと思いますので、どこの部分に御懸念点があるのかというのを個別にこれも御相談しながら整理をしていければというふうに思います。

○山下部会長 よろしいですか。

では、今、佐々木ひろこ委員から挙手いただいているので、今のお答えでよろしければ佐々木ひろこ委員にお願いしたいんですけども。

では、お願いします。

○佐々木（ひ）特別委員 ありがとうございます。佐々木でございます。

私、実は食べ手からの目線のフードジャーナリストなんですけれども、「高品質」と食べ手が聞いたときに思い浮かべる最初の条件は、恐らくおいしさだと思うんですね。その次に恐らく安全性ということがついてくるのかなというふうに思っております。先ほどおっしゃったように、安全性が担保されているのかという論点、確かにあるんですけども、読み手が水産白書を御覧になったときに、このテクニカンさんの技術のコラムに高品質という文字があると多分読もうと思っていただきやすいのではないかなと思いました。すみません、読み手・食べ手の目線での意見を一つ言わせていただきました。ありがとうございます。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、この特集の部分についてはこれで一段落させていただいたということで、その次の二つ目のパートに移らせていただきたいと思います。

二つ目のパートは、令和2年度以降の水産の動向、いわゆる動向編のところ及び令和3年度に講じた水産施策についてです。ここについてウェブ参加の要領でまた挙手をしていただければ、私の方から指名させていただきますけれども、いかがでしょうか。動向編と講じた施策のこの二つのところです。

先ほど結城委員が41ページとおっしゃっていましたよね。

○企画課長 頂いた御意見は分かりました。字の大きさをどこまで大きくできるかについては印刷会社に御相談してみないといけないもので、印刷会社と相談して整理いたしたいと思います。ありがとうございます。

○結城特別委員 そうだと思います。最終仕上げのときにそのリクエストを印刷会社の方に言っていただければ通ると思いますので、よろしくお願いします。

実は私、手を挙げております。

○山下部会長 結城委員、お願いします。

○結城特別委員 よろしいですか、すみません。ありがとうございます。

その41ページ以降の健康について4点お伝えさせてください。

まず、お礼です。人体のイラスト、とても丁寧に作っていただきましてありがとうございます。以前よりも非常にバージョンアップした形で、本当に読みやすいです。成分があって、その効能というか想定される効果、それから何に入っているかということなど、正に理想的な形で作っていただきましたので、これは今後、私の方でも活用させていただこうと思っております。

ついては、本当に細かいことなので、もう、ちょっとだけ御検討いただいて、難しいようでしたら結構ですので、4点だけ。

まず、このイラストの中で、好みなんですけど、線を臓器から引っ張っていただいているんですが、この線の色がとても似ているので、重なったときにちょっと分かりにくいかなと思ひまして。例えば、タウリンとオメガ3が紺色と水色で重なっていると少々読みにくいのかなというのがありまして、このままでも結構なんですけど、例えば線をタウリンは黄色にして、タウリンの部分を黄色にするとか、その成分に合わせてちょっと線を合わせていただくと、もしかしたら読みやすくなるかもしれないということで、一応御検討用に申し上げます。

それから2点目。本問の方もすごく丁寧に書いていただいて、本当に有り難いなと思っています。この前少し提案させていただきましたが、半箇条書のような形で、成分を出して、その後に説明、成分を出して説明というふうにさせていただくと、更に読みやすいような、私だったらそうするなとは思っているんですが、御意図があってこういう形になさっているんでしたら、これはこれで結構でございますというのがもう1点。

3点目は、本文の中でIPA、本文だけじゃなくてイラストですが、EPAの方をIPAを立てていただいているんですが、一般的にEPAの方がなじみが深いので、EPAを立てていただいて、IPAとも言おうというふうに言っていただく方がなじむのかなとも思いますが、もしかしたら何か意図があってこうなされているのなら、是非教えていただければと思います。

それから、4点目。前回、脳腸相関、腸脳相関とも言いますが、のことをちらっと申し上げましたが、最後のところでも、このように水産物は全て栄養特性と機能性を持つ食品というふうにちゃんと書いていただいています。ここのところに、例えば最近では脳腸相

関とか腸脳相関と言われるようになっていて、腸の健康が実は脳の健康にもつながり、体全体の健康、腸だけではなく、脳、そして免疫や生活習慣病などにも大きく関わる、そのための成分を、食物繊維を筆頭に様々な良い成分を水産物は含んでいますというような一文があってもいいのかなと思っています。

というのは、今、厚生労働省の研究機関の所長さんと一緒にこの脳腸相関の記事を書いているところなんです、やはり最新のデータとしてこれは非常に言われている部分です。一般的には腸活、腸活なんて言われていますが、何となく便秘解消のようなイメージをお持ちの方も少なくないんですね。でも、腸活というのはそういう部分だけではなくて、腸の健康を保つことで、免疫を筆頭に体全体の健康づくりにはとても欠かせないという最新データがどんどん出てきていますので、それを踏まえたちょっとした一文を加えていただくと、さらに、ああ最新データが入っているんだなと分かるのと、水産物への魅力アップにつながりやすいかなというのが、欲を言えばですが、あるかなと思っていますので、御検討いただければと思います。

すみません、長くなりました。以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

ほかには特に今、挙手していただいている方はいらっしゃいませんけれども、よろしゅうございますでしょうか。今、お一方どなたか見つかったという事務局からの合図。

三浦委員、お願いいたします。

○三浦委員 全漁連の三浦です。よろしくお願いいたします。

167ページのALPS処理水の取扱いについてというところでは、水産白書の中でも、ALPS処理水の海洋放出を前提とした記述がされていますが、我々JFグループは、先日4月5日、岸田総理大臣ならびに萩生田経産大臣とも面談し、我々JFグループとしては漁業者・国民の理解を得られないALPS処理水の海洋放出には断固反対の立場であるということは、いささかも変わるものではないということを申し上げたところです。このことは報道等で皆様も御承知のことと思いますが、この場でも意見として申し上げておきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○山下部会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょう。特に今、挙手いただいている方はいらっしゃいませんので、二つ目のパートの質疑はここまでとさせていただきます。どなたか今、お声が上がりましたでしょうか。何か御発言。

高橋委員、何かおっしゃっていますか。

○高橋特別委員 すみません。

75ページ、よろしいですか。

○山下部会長 はい。

○高橋特別委員 それでは、75ページの上から17行目か18行目くらいに乗船履歴の話なんです、6か月間の短縮コースの話です。

令和元年から水産大学校で開始されました。開始はしたのですが、その後、水産大学校でのコースというのはやっておりませんので、これをどうつなぐか検討していただきたいということです。実際、もうやっていません。

乗船履歴の短縮ということについては反対はしませんけれども、ただやはり自然界というものを相手にして働く船員職業というのは、実歴経験というものに非常にウェートを置いた形になりますので、どこかでそのようなことをいとも簡単に軽減化をされるということだけではなくて、やはりそういう重要性があるんだというようなことを記載していただければ非常に有り難い。

この文面をこのまま読めば、いとも簡単に海技資格が修得ができて、即船舶職員になれるということに読み取れないわけではないので、この辺が非常に気掛かりだということです。多くの人命を抱え、多額な財産を運航するわけですから、それなりの見識と知識、能力、そういう意識を持った人材というものを育てていかなければ、漁船漁業という産業にはならないだろうというように思いますので、優秀な人材を作るためには、やはりこういうことをやっているんだというような形で書き出しをしていただければ非常に有り難いと思っております。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

今、今回、パートの二つ目で頂いた御意見は、質問はなかったかと思しますので、ほかに御質問、御意見ございませんでしたら、二つ目のパート、ここまでとさせていただきます。

次に、三つ目のパートに移りたいと思います。

令和4年度に講じようとする水産施策（案）についてです。また、皆様の御意見を伺いたいと思います。

資料としては、資料4に基づきますが、いかがでしょうか。水産基本計画に沿ったもの

ですので、これまでの水産施策とはまたちょっとバージョンアップというか、新しくなっているかと思います。もしなければ……ありましたね、川原委員、お願いいたします。

○川原特別委員 川原です。ありがとうございます。

私の方からは二つのテーマについてお伝えできればと思います。意見としてお聞きいただければと思います。

まず、4 ページ目の国際連携のところ、各 R F M O、地域漁業管理機関できちんとした資源管理、漁獲方策が策定されるということを期待しております。ただ、この世界情勢の中、延期になっている年次会合もありますので、状況を見ながら進められるところは進めていただきたいと思います。

次、2 点目ですが、人材育成についてです。

海上社員の採用担当と話をしてしますと、ちょっと幾つか意見がありましたので、御参考までに皆様にもお伝えできればと思いました。

○山下部会長 人材育成、ページで……

○企画課長 11 ページ目ですか。

○川原特別委員 11 ページ目です。

○山下部会長 お願いします。

○川原特別委員 まず、(1) の新規漁業者の確保・育成ですが、新卒者の採用をしましても、学生さんが入ってきてから、自分の想像の世界と異なるという理由で短期で退職する船員が散見されるようになっているようです。このようなミスマッチを減らすには、例えば就学中のインターンシップなどができるような制度があればよいという話がありました。遠洋漁業は難しいと思いますけれども、沖合・近海漁船を希望する生徒には1 か月から数か月の就業を経験してもらって、その期間は先ほどもちょっとお話ありました、乗船履歴に加算できるようにしたりですとか、また船上での働きぶりによっては乗船中の手当等を考慮してあげれば、学校の実習とはまた違う視点での経験になるのではないのかなという意見でした。

もう一つの人材育成のところですが、(2) の水産教育です。

漁業ガイダンス等に出席している人の話ですと、水産高校の教員とお話をしますと、現在の先生の中には漁業の現状、現場、又は実態を認識している方が少なくなっているという話を耳にするようです。ですので、年に数回、地域ごとでよいと思いますので、水産高校の先生と漁業者とで情報交換ができる場があればよいという話でした。

また、生徒の水産に対する意識、漁業に向けることを動かす前に、教員の皆さんの意識も漁業に向けていくことが不可欠ではないのかなといった意見でした。

以上です。ありがとうございます。

○山下部会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。ないですね。

私、実は五つぐらいあるんですけども、申し上げてもいいですか。皆さん、その間に考えていてください。

5 ページなんですけれども、5 ページの右段のア、ここで3行目に「このような生産構造」と書いてあるんですが、どのような生産構造か分かりにくいので、「このような」を「多様な」というふうに変えた方がいいのではないかという御提案です。これが一つ目です。

それから、二つ目はちょっとした恨み節になるんですが、9 ページです。9 ページの左のエのところのICTのところ「可視化」と書いてあるんです。右の陸上養殖は「見える化」と書いてあるんです。私、割と最近何かで見える化は可視化にした方がいいじゃないかと申し上げたところ、いや、水産庁では見える化で統一しているというお返事があったんですけども、ここに可視化と書いてありますという単なる恨み節です。すみません。

それから、10ページの左冒頭、(3)の漁業経営なんですけれども、ここは基本計画と比べて具体的なんですね。ほかのところは基本計画と割と同じ内容なんですけれども、もっと具体的に砕いてあるので、それでいいのかもしれないんですけども。

例えば、「意欲ある漁業者」というようなくだりです。基本計画には意欲ある漁業者という言い方はないんですよ。だから、ここで意欲ある漁業者を今年度の水産施策で特出ししているというのが意図的なのかどうかというようなこととか、無担保・無保証人による融資というのも基本計画にはありませんでした。そういうことです。

同じ10ページで、右段のイなんですけれども、漁場環境の保全です。「カワウ等の野生動物」とあるんですが、私はこれの方がよかったなと。自分では基本計画にはカワウ等の有害動物と書いてあって、自分でそれを一応目を通したんですが、そのときに、いや、有害というのは人間にとって害だけで、自然界では必要があって暮らしているんだからという気持ちですね。それを基本計画のときに言えなかったことがちょっと後悔なんですけれども、ここではそのように書かれているので、この方がいいなというふうに思いました。。

あとは人材のところにあったんですが、先ほどおっしゃったのと重複するので申し上げますので、以上です。

ほかにいかがでしょうか。今、挙手していただいているのが後藤委員ですか。

では、後藤委員、お願いします。

○後藤特別委員 愛媛大学の後藤です。

私の方からは、13ページの水産業等への女性参画等の推進というところで、基本計画の文言と合わすことが必要になるのであれば、ここは変更できないかなと思いますが、気になる点でしたのでお伝えします。先ほどの令和2年度からの動向で、漁協での女性組合員数や女性役員の比率が増加していない現状を踏まえると、13ページの「水産業等への女性参画等の推進」というタイトルから女性という言葉がなくして、「ダイバーシティー」という表現に変更することが果たして適切かどうかの判断は悩ましいところではありますが、（５）の内容を見ますと、後半の方には性別によらず地域の水産業を支える多様な担い手という書き方もありますので、タイトルの「水産業等への女性参画等の推進」という文言を「ダイバーシティー」に変更することを検討しても良いかと思いました。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、ほかに挙手していただいている方、高橋委員ですね。高橋委員、お願いします。

○高橋特別委員 何度もすみません。

4ページの（２）の外国漁船等による違法操業ということで、下へは大和堆主体で書いてあるのですが、北海道のオホーツク海沿岸でカニかごの密漁がなかなか収束しない状況にございます。毎年北海道と水産庁にお願いをしているんですが、なかなか居座って駆除できないという状況にありますので、大和堆中心ということだけではなくて、カニかごの問題も入れていただけると非常に有り難いというように思っております。

それから、先ほど川原委員の方から、水産学校の先生の話がありましたけれども、正にそのとおりで、普通高校を出て、普通大学出て、教員になられて、全く漁業の関係のない分野から来た先生については、やはり関係業界なり、我々が各水産高校の教員に漁業の実態というものをよく知っていただくというような会議を各地で持っておりますので、機会があれば御招待申し上げますので、参加していただきたい。今のところ東北の仙台で漁業に特化した会議をやっております。東北の漁業者の皆さん、それから学校の教育者の皆さん

んと意見の交換会を年1回やっておりますので、その場所にかつてエーアンドエフも一度参加をしたのですが、その後、コロナ禍の中で縮小してやっている状況にございますので、新たにまた立ち上げてやっておりますから、是非とも参加していただければというように思います。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

ほかには挙手されている方、今いらっしゃらないようなんですけれども、よろしゅうございますでしょうか。

三つ目のパートについても特に質問というのはなかったので、事務局からのお答えもなしでよろしゅうございますでしょうか。ありがとうございます。

それでは、白書に関する質疑はこの辺りで終わりたいというふうに思います。

資料2の令和3年度水産の動向（案）と、資料3、これは概要版ですけれども、令和3年度水産白書概要版（案）、及び資料4、令和4年度水産施策（案）については、本日皆様から頂いた御意見を踏まえまして、事務局で再度修正等を行い、最終案の答申については部会長である私、山下に一任していただくということでよろしゅうございますでしょうか。

特に反対がないということで、一任、はい、ありがとうございます。もう一回会合を持つ予定がないものですから、私に一任していただくということで、ありがとうございます。賛同を頂いたという、手を振っているようなマーク、拍手ですか、拍手を頂きましたので、そのようにさせていただきます。

お一方、挙手していらっしゃいますか。拍手の間違いですか。どなたですか。深川英穂委員は。

○深川（英）特別委員 すみません、拍手の間違いです。

○山下部会長 よろしいですか。賛同ありがとうございます。

それでは、この辺りで本件への質疑を終わらせていただきます。

今日の四つ目の議題になります。内水面漁業の振興に関する基本的な方針の見直し（案）について、事務局から説明をお願いいたします。

○内水面漁業振興室長 水産庁栽培養殖課、内水面漁業振興室長の柿沼でございます。よろしくをお願いいたします。

最初に、資料5－1を御覧ください。内水面漁業の振興に関する基本的な方針でござい

ます。

基本的な方針につきましては、昨年の7月、第92回の企画部会で内水面漁業について内容を説明させていただきました。また、12月には同じく企画部会でこの基本方針の変更に
ついて考え方を説明させていただいたところでございます。今回、その流れにのっとりま
して具体的な案文を作成しておりますので、概要を説明し、御審議、御議論いただきたい
というふうに思っております。

基本方針は、この経緯のところに書いてございます。また12月にも概要を説明してござ
いますけれども、おおむね5年ごとに変更するものとされておりまして、現行の基本方針
につきましては、平成29年7月25日に公表をしております。今年度、5年が経過いたしま
すので、夏ぐらいをめどに更新ということで考えております。

また、基本方針は、水産基本計画の内容を踏まえて見直すということでございます。ち
ょうど今年、水産基本計画の変更の年でございますので、この基本計画の内容を踏まえて
基本方針の変更を行うということにしております。

この資料5-1の中で、1の(2)のところで、次期水産基本計画、下から2行目のと
ころですけれども、1の(2)の下から2行目に基本計画が令和4年3月末閣議決定予定
と書いてございますが、令和4年3月25日閣議決定をされておりますので、訂正させてい
ただきます。失礼いたしました。

この基本方針の内容でございますが、この2. に書いております①から⑤の項目でござ
いまして、これに基づいて項目を定めるということで、法律9条に基づきまして、①から
⑤の事項について定めとなっておりますので、これに沿った形で作成をしております。

それから、3の変更案の考え方ということでございますけれども、現在、29年度に変更
されました現行の基本方針に基づきまして、いろいろな取組を行っておりまして、その成
果も出ているところでございます。また、いろいろな技術開発も行っておりますので、そ
の取組を引き続き行っていくことにしておりますが、一方で内水面、これは内水面だけ
ではないのですが、内水面漁業の状況におきましては、やはり人口の減少、それから高齢化
が進展しているというようなこと、それから内水面漁場の管理を担う漁協の経営体制の脆
弱化が急速に進んでおるということから持続的に漁場管理等を実施できる体制の確保が課
題になっております。

また、近年、気候変動の影響等々もございまして、自然災害が激甚化・頻発化しており、

内水面の漁場、若しくは資源にも甚大な被害が生じています。こうした災害に対応した漁場環境の回復、資源の維持・増大を図ることが急務になっているということでございます。

このような状況を踏まえまして、次期の基本方針におきましては、資源の維持増大を図り、漁業生産を振興するというようなこと、それから多面的機能が将来にわたって発揮される良好な漁場環境を保全し、漁場を適切に管理・活用する体制を確保するということが重要課題と位置付けまして、内水面漁業と農業や観光業等々の連携によりまして、地域振興の進展を図るということを旨として、関係者が連携して必要な施策を総合的に推進するというような考え方で作成をしております。

次に、資料５－２でございますが、こちらの方は骨子でございまして、先ほどの①から⑤が項目として書かれております。これについては説明を省略させていただきます。

資料５－３についてでございます。

こちらにつきましては、右側に現行、それから左側に見直し案となっております。下線を引いてあるところが修正の箇所でございます。こちらにつきましては、長くなりますので、概要を説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、１ページの最初のところでございますが、前段のところにつきましては、内水面漁業の状況、漁獲の動向、それから生産額の動向、それから組合従業員の動向等々を更新をしておるところでございまして、これが１ページ、２ページ、３ページの上段というところでございます。

それから、３ページになりまして、第一、内水面漁業の振興に関する基本的方向というところでございます。

こちらの方向でございますけれども、こちらにつきましては３点修正をしております、１点目につきましては、内水面漁業の重要な役割であります国民に水産物を供給する漁業生産を振興するところを明記するようにいたしました。現在の基本方針の書きぶりには漁業生産の振興というところが直接的に書かれていなかったということもございまして、こちらの方を明記するということでございます。

これに合わせまして、後段の方でも内水面漁業の健全な発展に関します基本的事項の中で、いろんな記述をまたしておるところでございまして。

また、二つ目につきまして、多面的機能が将来にわたって発揮される良好な漁場環境を保全し、漁場を適切に管理・活用する体制を確保するということを重要課題として位置付

け、内水面漁業と農業や観光等の連携による地域振興の進展というところを期待をしております。

それから、三つ目につきましては、先ほども述べたとおり、自然災害が多く発生しているということを踏まえまして、この対応というところを基本的な方向に位置付けておることとであります。

それから、3ページの下の第二のところでございます。内水面水産資源の回復に関する基本的事項というところでございます。

第一、内水面水産資源の増殖及び養殖の推進等というところでございますけれども、こちらにつきましては温暖化等によりまして、アユ等の漁場環境、それから資源が大きく変化しているということを踏まえまして、これに対応します増殖技術の研究開発を推進するというような旨を記載しております。

また、内水面資源のメインユーザーは遊漁になりますので、これまで放流を盛んに行ってきたというところでございますけれども、先ほど述べましたとおり、漁協の経営も非常に厳しくなっておりますので、多く放流すればよいということでもないということございまして、やはり環境の収容力を考慮しながら、その範囲の中で遊漁を増やすということを考えて採算が取れる持続的な増殖というところを目指していこうということで遊漁者の数とかニーズにも配慮しながら増殖を行うということを記載をしておるというところでございます。それが3ページから4ページにかけてのところでございます。

続いて、4ページになります。

カワウ及び特定外来生物による被害の防止措置に対する支援等でございます。

こちらにつきましては、従前は、特定外来生物、いわゆるブラックバス、ブルーギル等々を先に書いていましたが、今回カワウを先に持ってきております。これは、カワウにつきましては、被害を与えますカワウの個体数を半減するという目標を掲げておりまして、これが来年度その目標期限に迫るということでございますので、優先度が高いというところで、こちらを先に記述をするという形にしております。

カワウの個体数につきましては29年度まで減少してきましたが、その後また増えてきているというようなところがございまして、この原因につきましては暖冬でひなの生産率が増えたということ等が考えられるということでございますけれども、これまでの取組の結果、それから状況等々も分析しながら、引き続き取組を行いつつも、その結果等々も分析しながら、また引き続き効果的な取組について検討しながら、継続的に何か取り組んでい

くということを考えていきたいということで、そういった旨を記載をしております。

外来魚の被害につきましては、減少傾向にあるとは考えてはおりますけれども、対応しないとリバウンドしかねないという問題もありますので、こちらにつきまして、また引き続き必要とされる防除技術の開発や被害が大きい地域での計画的な活動というところを支援するという旨を記載をしております。

続いて、5ページになります。

内水面水産資源に係る伝染性疾患の予防等でございますけれども、こちらについては現行の取組を継続するというところでございます。

それから、第三でございますが、これが5ページから6ページにかけてでございますけれども、内水面におけます漁場環境の再生に関する基本的事項ということで、水質の保全、水量の確保、森林整備による保全、それから内水面水産資源の生育に資する施設の整備、自然との共生及び環境との調和に配慮した河川整備の推進を掲げておりますが、こちらについては引き続き現行の取組を継続するということにしております。

続いて、7ページでございます。第四でございます。

第四の内水面漁業の健全な発展に資する基本的事項について、1の効率的かつ安定的な内水面漁業の経営の育成というところでございます。

こちらにつきましては、漁業と養殖に分けて記載しています。漁業の関係については、漁業生産の振興を基本的な方向に位置付けたということを受けまして、最初のところで漁業の関係を記載しておるというところでございまして、浜プラン等を活用し、湖沼漁業の経営体育成というところを記載しております。湖沼漁業というのがやはり漁業の生産と内水面におけます漁業の生産というところでは、非常に重要な位置付けにありますので、湖沼漁業というところを記載をしておるところでございます。

続きまして、養殖の関係でございますけれども、こちらについては4点ほど記載をしております。

まずは、海面養殖用のサケ・マスの種苗供給というところで、こちらにつきましては課題の整理と対応の検討を行うというところを記載をしております。

2点目のウナギにつきましては、現行の基本方針の中でも、第二、第四、第五に記載されて、各ところに散らばって記載されたところでございますけれども、こちらをこの方にまとめて御記載をするということとともに、白書の説明の中でも話がありましたけれども、シラスウナギの流通適正化について新たに記載をしたというところでございます。

3点目のニシキゴイにつきましては引き続き一層の促進の取組を支援するということを記載しております。

4点目の陸上養殖につきましては、実態の把握を進め、漁業振興法28条に基づき届出漁業に位置付けるということを記載をしております。

今ご説明したところが7ページから8ページにかけてでございます。

続いて、8ページの2の多面的機能の発揮に資する取組への支援等というところでございます。

こちらにつきましては、多面的機能の発揮に関しましては、今回基本的方向に漁業を明記したことを踏まえまして、内水面漁業者が中心となって漁場を持続的に管理できる体制の構築等を推進する旨を記載しています。それが8ページから9ページにかけてでございます。

それから、9ページの3の人材の育成及び確保というところでございます。

こちらにつきまして、令和2年の改正水業法施行によりまして、内水面漁協の正規組合員の資格に「水産動植物の増殖をする者」が追加をされておりますので、こちら、先ほどの人が少なくなっているというのもございましたけれども、こういったところを丁寧に情報発信をしながら、また理解を得ながら、漁業に取り組むというところを記述をしているところです。

それから、4の商品開発への取組等への支援というところでございますが、こちらについては昨今の事情を踏まえて、新型コロナウイルス感染症というところを加えておりますが、基本的には現行の取組を継続しています。

続いて、10ページの5の回遊魚類の増殖の取組への支援等ですが、こちらにつきましては、サケの回帰率が近年低下していることを踏まえまして、この取組内容を記載しておるというところでございます。

それから、ウナギの石倉等々につきまして記載をしております。

それから、10ページの下の6の国民の理解と関心の推進というところでございますが、こちらにつきましては現行の取組を継続するというところでございます。

続いて、11ページのところでございますが、右側の現行の方針の第五のところにつきましては削除となっておりますが、これは先ほどの養殖のウナギの項目に記載しております。

それから、11ページから12ページにかけての協議会のところでございますが、12ページの方になります。

こちらにつきましては、これまで6県の協議会が設立されてきましたが、なかなかその協議会の活動が非常に低調にとどまっているというところがございます。新規の設立、活動の促進を引き続き図っていくということから、こうした「また」以下の記述を追加しておるということでございます。

続いて、12ページの2の持続可能な漁場管理体制の構築というところがございます。こちらは、基本的方向に多面的機能が将来にわたり発揮される良好な漁場環境の保全管理体制を確保というところを記載をいたしておりますので、第四の2に内水面漁業者が中心となって、漁場を持続的に管理できる体制の構築を整備するというのを追加いたしたところがございます。

ただ、漁協の運営体制は脆弱化が進んでいることから内水面漁業協がこういったことに取り組むには、やはり支援が必要だということがございます。そのためには、全国の内水面漁連でありますとか、各都道府県の漁連の指導というところが非常に重要になってきておりますので、そういった指導の下で系統全体で取組を進めていくというところが必要だというふうに考えておまして、新たにこういった本項目におきまして取組の強化について記載をさせていただいたというところがございます。

続いて、11ページの下の頻発・大規模化する自然災害への対応というところがございます。

こちらにつきましては、第一の基本的な方向に自然災害への対応というところを記載しておりますので、本項を新たに設けて、資源の早期回復方法とか影響の少ない復旧工事の検討等について記載をしたというものでございます。

それから、13ページの4でございます。

こちらは、平成23年度原子力事故等による被害の対策というところがございます。

先ほど白書の中でも三浦委員からも御発言ありましたが、こちらにつきましては令和3年12月の閣議決定を踏まえた記載になっております。

それから、現行の方針の右側のところで、内水面に排出、又は放出される水に係る規制の在り方というところがございますけれども、まず残留塩素の関係でございますが、こちらにつきましては平成26から28年度に浄化槽から排出されます残留塩素の内水面への影響に関して、実態調査が行われたということでございまして、その際に河川に与える排出量が極めて軽微で、放出されても速やかに濃度減少をするというようなことが指摘されたということでございます。

それから、界面活性剤につきましても、中央環境審議会水環境部会におきまして、水質汚濁防止法に基づく一律排出基準の徹底等の必要性を含めた審議が行われましたけれども、排水対策の在り方の検討が進められて、平成30年に水質汚濁防止法の一部排出基準を新たに設定する必要は低いという検討結果が取りまとめられたということでございまして、この意見につきまして、この原案を作成する段におきまして、各省等へ協議をさせていただいておりますけれども、環境省さんの方からそういった意見が寄せられておりまして、こういったところを踏まえて削除したというところでございます。

駆け足でございますが、説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

○山下部会長 ありがとうございました。

それでは、また本件につきまして、委員の皆様から御意見を伺いたいと思います。挙手ボタンでお示しください。いかがでしょうか。挙手ボタンを押していただくチェックを今、事務局がしてくれていますけれども、その間に私から二、三申し上げたいと思います。先にすみません。

4 ページの1 行目なのですが、採捕の多くが遊漁者によるものということなんですけれども、これは何かデータがあってそうなっているのかということです。「採捕の多くが」については、何というのか、採捕総数の半分以上が遊漁者というような感じがするので、質問をいたしました。

それから、8 ページなのですが、上から10行目ぐらいのところの種苗の大量生産の早期実用化のところなんですけれども、これは種苗もシラスウナギなんですね。これは人工種苗を大量生産しようという意味なのか、何か別の意味なのか、ちょっと教えていただければなというふうに思いました。これが二つ目です。

というのは、10ページには真ん中辺りに人工種苗の遺伝的な影響うんぬんと書いてあるものですから、それで先ほどの種苗の大量生産とのつながりがどうなっているのかなというふうに思った次第です。

私からは以上ですが、三浦委員から挙手を頂いております。三浦委員、お願いします。

○三浦委員 私からも意見を申し上げます。資料5－3の7 ページの2 段落目にサケ・マス種苗の国内供給力の強化について書かれています。昨今、海面でのサケ・マス養殖が増えてきている中、種苗の確保が今後大変重要となってきますので、将来にわたって安定的に海面でのサケ・マス養殖を生産していくためにも、内水面漁業での種苗生産体制がしっかりとしたものになるよう課題の整理と対応に向けた検討について、よろしくお願いいたします。

す。

○山下部会長 御意見承りました。

もう一方、挙手いただいていますので、吉川委員、お願いいたします。

○吉川委員 すみません、吉川です。

○山下部会長 お願いします。

○い委員 5－1の第三のところに、内水面に係る水質の確保という項目があると思うんですが、ここの部分の水質というのは、地方公共団体による整備等だけでなく、農業者や林業者とかの連携みたいなところでも水質の確保というのは必要になると思うんで、そういうことを盛り込むことは可能なんでしょうか。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、今、挙手ほかにいただいておりますので、質問に対するお答え、お願いできますでしょうか。

○内水面漁業振興室長 まず、山下部会長からありました遊漁の採捕の実態でございますが、遊漁の採捕の具体的な数字というのはなかなかつかめておりません。ただ、過去の統計は平成18年まで、遊漁の採捕も含めた量となっておりまして、以降は遊漁の採捕を含まないというような統計となっております。この統計を比較いたしますと、含まれている年と含まれていない年で半分以下の数字となっておりますので、実体的に遊漁の採捕というところがかんりの分を占めておるといふところが推察されるというところでございます。現時点で遊漁の採捕の量というのを把握できる、統計がなくなってしまったものですから、具体的な数字は分かりませんが過去のそういった統計を見比べますと、そういったところから遊漁の採捕はかんりの部分を占めているかというふうに考えております。

それから、シラスの話でございますが、この部分は人工のシラスウナギを念頭に置いています。

それから、三浦委員から御指摘のありました、サケ・マス養殖の種苗でございます。こちらは、サケ・マス養殖、海面養殖が非常に盛んになってきておりますけれども、種苗の生産は内水面で行う必要があるといったことございまして、認識は全く一緒でございますので、今後の展開、どうしていくかというところを含めまして、いろいろ議論をさせていただきたいというふうに思っております。

それから、水質の関係でございますが、こちらにつきましては関係する部局ともちよっ

と検討させていただきたいというふうに思いますので、一度頂いた御意見を踏まえまして、案を考えたいと思いますので、また改めて御相談させていただきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○山下部会長　ありがとうございます。

ほかには何か御質問、御意見などございませんでしょうか。

それでは、この第4の議題については終了いたします。ありがとうございました。

○内水面漁業振興室長　ありがとうございました。

○山下部会長　では、ほかに事務局から連絡事項等ございました等、お願いいたします。

○企画課長　本日、御審議いただきましてありがとうございました。

今後のスケジュールでございますけれども、諮問事項の令和4年度水産施策、いわゆる講じようとする施策につきましては、令和3年度水産の動向と併せまして、5月の下旬から6月上旬頃の閣議決定、国会の提出予定で手続を進めていきたいと思っておりますので、御協力よろしくお願いいたします。

また、委員の皆様におかれましては、非常に御多忙の折、水産白書作成などに当たりまして貴重な御助言、御指導を頂きまして、誠にありがとうございました。厚く御礼申し上げます。

事務局からは以上でございます。

○山下部会長　ありがとうございます。

それでは、白書についてはこれで審議を終わりにして、私の方で最終的な確認をさせていただくということになりますので、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、本日の企画部会を終了いたします。どうもありがとうございました。

ちょっと待っていてください。何かありますか。挙手、どなた。

野田委員、ちょっと待っていてください。今、挙手をさせていただいていたようなんですが、ちょっと気が付かなくて会議を閉めてしまいました。でも、まだ時間が終わっていないので、よろしかったら意見表明していただけないでしょうか。

○野田特別委員　野田です。聞こえますでしょうか。

○山下部会長　はい、聞こえています。

○野田特別委員　令和4年度に講じようとする施策についての19ページのところ、水産流通適正化法について、こちらの電子システムを整備するというお話で、私の方もIUU漁業をなくすためには大変しっかりとやっていかなければいけないことだと認識しています。

ここから提言なんですけれども、これは獲れた水産物についての戸籍謄本を作るシステムという感じであって、漁獲以後の関係者ががどういった付加価値を付けてという履歴書にはならない仕組みのように私の方からは見えます。

つまり、戸籍ははっきりするんだけれども、それにエコラベルが付いているのか、あとは地理的表示のG Iが付くのか。そういったのはかなり調べないと出てこない仕組みというか、生まれ育ちがはっきりするんだけれども、その後はどういった扱いをしてどういった付加価値が付いていっているのかというところが分かりにくいシステムだなと。いや、今、作ろうとしているシステムはIUUに対しての水産流通適正化法についてということなんですけれども、将来的に見ていったときに、水産流通適正化法でカバーする魚種が増えるのであれば、今からそういった戸籍ではなくて、履歴書につながるような仕組みでやっていければ、いろんなことがデータとして集められるし、統計も取りやすくなりますし、そういったところがすばらしいんじゃないかなと思っていて、もっとつながるシステムが作ればいいなと私自身は思っていました。ということが言いたかっただけです。

以上。

○山下部会長 ありがとうございます。

○企画課長 一言、私からもいいですか。

○山下部会長 はい。では課長から。

○企画課長 すみません、企画課長の河村でございます。

おっしゃるとおり、今、水産関係って流通関係に限らず、資源管理の観点からもいろんな情報を行政に報告するよにということをやっておるわけでございますけれども、そういうふうなデータベースみたいなことを作っていくということもやっていくんですけれども、併せて生産、流通、消費に至るまで、しっかり消費者の方のニーズを踏まえながら高付加価値化というような、コスト削減とつながるような取組というのでも進めていきたいと思っております、これまだこの場で言いづらいところもあるんですけれども、正に同じような気持ちで水産庁内でも議論しておりますので、また議論が進んだところで御紹介なり御相談をさせていただければと思っておりますので、水産エコラベルとか、高付加価値かに向けて、我々デジタル化もしっかり進めていきたいと思っておりますので、引き続きよろしく御指導いただければと思います。

○山下部会長 よろしゅうございますでしょうか、野田委員。

○野田特別委員 はい、ありがとうございました。

○山下部会長　ほかの委員の皆様もお残りいただいてありがとうございました。

この際ですから、何かありますか。言い足りなかったこととか。あったらそのまま発言してください。なければ退室してください。野田委員の今の発言をそういうふううに議事録に残すのかは、また事務局がお考えになると思いますけれども、御意見は決して無駄にはしないようにいたします。ありがとうございました。

では、ほかにございませんでしたら、これで終わりたいと思います。どうもありがとうございました。